

営業許可書

指令坂保 第 1-256 号
令和 1 年 12 月 2 日

住所又は主たる事務所の所在地
埼玉県川越市新宿町4-1-4

氏名又は名称
鈴ヤ商事株式会社
内野 利春 様

埼玉県坂戸保健所長 田邊 博義



令和 1 年 11 月 12 日 付けで申請のあつた食品営業については、
食品衛生法第 52 条 の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 営業所の所在地
埼玉県坂戸市青木673

2 営業所の名称、屋号又は商号
鈴ヤ商事株式会社 坂戸工場（南）

3 許可事項

営業施設符号 74・239・083548

営業の種類	許可の有効期間							許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで		
菓子製造業	[1 以 下	12 2 余 白	8 1	1]	31		

教示

- 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。
ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。